

○事務局より「平成19年度実績評価について」説明

田中座長：資料1-5, 1-6については、原因分析のようになっていますが、この資料により分析を実施した結果、この資料に基づいて水産庁として何か特別に取り組まなければならないか、何かすることがあるか、その位置づけについて説明願いたい。例えば、誰かから言われてこれをやることになったとか、あるわけですか。

事務局：これは農林水産省の政策評価の基本計画がございまして、「A」～「C」ラングまでのラング付けをします。そこで「C」ラングになったものにつきまして事業の要因分析を深く掘り下げて行うものでございます。

これに基づいて、何かをやるのかと申しますと、都道府県への直接指導を行います。また要領、要綱の改善を行い、計画の早期策定を求め、都道府県への締め付けにもなりますが、策定実施計画の推進を図るものでございます。

田中座長：そうしますと資料1-5, 1-6は事業の改善に資するものであるということ。従って、これを出したのがために資源管理を止めなければならないものでしょうか。それを心配します。

事務局：直接には止めるものではありません。

田中座長：遅れた県、17分の6しか削減実施計画が出来ていないということですが、遅れたまま放置されているのか、出来たのか、遅れても達成されたものが何県かあるのか、遅れた場合は委員会などを開くと思うが、その委員会のコストを各都道府県が見て実施されたのか、つまり自己責任、都道府県の責任において行われたのか、いかがでしょうか。

管理課：17計画中6計画しか評価対象の半年以内にできなかったわけですが、評価書記載の都道府県への指導を続けた結果、現時点では15計画ができました。残り2計画につきましては、引き続き早めに作成するように指導しております。

平成19年はこのような状況でしたが、本年は資源回復計画を策定した際に、削減実施計画作成のスケジュールを提出していただき、漁業調整事務所が管轄している道府県にあっては漁調で、それ以外の都県にあっては当庁でそれぞれ毎月、進展のヒアリングを実施しています。平成20年に入ってから現在までに13の資源回復計画を作成しており、既に9計画の削減実施計画が半年以内に作成されています。

費用につきましては、資料1-2の6頁目に資源管理体制・機能強化総合対策費、8頁目に強い水産業づくり交付金のうち資源管理目標というものがござ

いますが、こちらに資源回復計画や削減実施計画を作成・検討するに当たっての漁業者協議会の費用が計上されており、国においてもコストを負担していません。

若林委員：行政が、仏さんを作って、漁師さんに拜んでもらいたいけれど、拜んでもらえないところを垣間見たようにな気がします。ハード面は整備されているのに人や組織のソフト面が付いて行っていない気がします。これは構造的、根本的な問題があるのかと印象を受けました。政策を打ち出しているのに寂しい状態だと思われる。

今日も飛行機のチャージ料が問題とされていますが、消費者にも被ってもらう、いつもは生産地と、消費地の価格について話がですが、それを含めても、抜本的な対策、仕掛け直しをして欲しいなあと思います。

この「C」となったこの資源回復計画の数値は次年度達成できなかった場合はどうなるのでしょうか。

事務局：前年度の実績を基準値にしまして、そこから目標は変えないで行います。また、かなり乖離がみられる場合、目標を見直すこともあります。

若林委員：修正を加えるということであれば、そのタイミングがすごい大事なんじゃないですか。

事務局：そうですね。そこを修正する、しないということ、特に何時修正するかは特に決まりはないです。

田中座長：要するに、その部分は修正しましたとなれば、その部分のアカウンターピリテイーを求められますよ。

事務局：20年度の目標設定を本日、諮ってもらいますが、その中で見ていただきますので、よろしく願います。

若林委員：「A」ランクはいいのですが、何か他に明るい指標はありませんか。

田中座長：回復計画ですが、都道府県から見ると、計画策定の後、出口が見えてきたときに予算措置が必要になることがあります。それが見えてきていない段階で作れず作れといわれても作りづらいいのではないのでしょうか。やれやれといわれても何らかの予算措置がないとやれないのではないのでしょうか。予算的措置はあるのでしょうか。

先ほどの、組み合わせの問題に係りますが、県の指導力の在り方にも関わってくると思います。どう説得するかも掛かってきますよね。そういった場面の教育も必要なのかなと思います。例えば栽培の事業と魚礁の事業を抱き合わせ

でやってくとか、折角あるのだから組み合わせでやるのはどうですか、とか。この事業はこの事業で単独で、となると進めにくいのではないか。この先の計画を作る場合も、今まではデータもあって、組織もあってやりやすいものから先発隊としてスタートしてきたわけです。この先だんだん難しいものが残るわけですよ。極端な話では、力尽きるような話もあります。そうなると余計やりづらい、何かないと上手くゆかないし、行政、原課の人達にかなりのインテリゲンチアがないと上手く進まないのではないかと思えますし、そういう指導もぜひ行ってもらいたいと思えます。

管理課：一言だけ申し上げます。資料1-2に戻りますが、⑬-6ですが、中程に、施策として支援メニューがございます。休漁、減船等に対する支援を盛り込んでおりますが、今、都道府県の支援について一番問題になっているのは裏負担（都道府県負担）です。こちらの負担ができないので、事業ができないという理由が一番多いのですが、更に燃油高騰が影響し、浜に行きますと、燃油が高いのに資源回復なんかしていられないとの声も聞かれますので、燃油高騰対策等の施策と併せて資源回復計画を後退することなく進めたいと思っております。

安元委員：資源回復で一つ思いましたのはハタハタで不漁になったときに一斉に休漁し、このごろ出てくることになりました。このように解るようにしてもらえないか。例えばどういう事例が17あって、どういう事例が6あったのか、具体的な事例が解ると良いと思えました。

そしてその時は国が絡んだのか、県が絡んだのか、絡まなかったのか、絡まなかったから成功したのか、そう言ったことを実際に話の中で、現場は現場でやって行くと達成度という抽象的なものが見えてくるのではないのでしょうか。話は変わりますが、街作りをやって成功しているのが、行政が絡まなかった東京の江東の開発、石川島播磨重工が5年で作りましたよね。

田中座長：今のは、この表ではよくわからない。もう少し工夫して欲しい、例えば回復計画では具体的に禁漁区を作ったとか、操業時間を短縮したとか、統計的手法で示したとか、目に見える形で示して欲しい。そしてできればその結果魚が増えたと言えればいいのですが、それは3年くらい全面休漁しないとは出てこないのでしょうか。

安元委員：2年、3年くらいでしょうか。

田中座長：3年くらいですね。ハタハタのあれは国も県もバックアップし、地元の熱心な人、水産試験場の職員でいらした人でしたが、取り組んだ結果でしたね。

安元委員：最後は人だということになってしまおうのでしょうかね。

田中座長：先ほど、原課と申しますか、組織だけでなく、指導する人もいないと進まない。現場と漁業をよく知っている人で、漁業調整のベテランが入って予算のことが頭にバツチリ入っている、そういう人が陣頭指揮を執ってやって行かないと説得もできないし、向こうから言われたら言葉に詰まってしまうわけです。

実態がわかっていれば説明も出来るし、ではこの問題はこうしましょうと言えます。それが出来る人でないとなかなか前に進まない。

安元委員：この数字は一つに、そういった人がいなかった。という裏が見えるということですか。

田中座長：軽々にいうと、そうだと言えますね。

若林委員：細かい話ですが、先ほど明るい話にならないかと申しましたが、1-3の資料の中で、毎年このころ拘っております新規に漁業に就業する人、これは農林水産省政策評価会の田中委員の意見にもなりますが、新規就業者数が漁業に定着している、定着率みたいな状態はどうなのでしょう、数字を手元に持っていないしやる方はおられませんか。少ないけどもちゃんと定着してるなどはないでしょうか。

では定着した要因は何かを見るなど、これからはソフト事業の中身を政策の中で考える必要があるのではないかなということと、定着の何か明るい話はないでしょうか。

事務局：定着の話ですが、田中先生も言われていますが、本年度から調査を行うものでありまして、来年の政策評価の席で何らかの数字が出るのではないかと思っております。

若林委員：調査をかけるときにはどのような網を掛けるかが大事かと思えます。漁業、魚種毎か、いわゆる属性の部分を押さえてもらう必要がある。年齢や就業年も必要だがどういった形でアセスメントしたかの分析も必要であり、どういった作用があったのか、精査して貰いたい。

田中座長：前にこの話が出たときに、やりますという話になったと記憶しています。増える方は良かったのですが、減る方と比べて多いのかどうかが一番の皆さんの関心事であったと思います。

安元委員：もう一つ関連して、資料1-3の④-2というところですが、中ほどに平成20年度から文科省と連携して、とありますが私が育ったところも水産高校があつて、水産学校の生徒がいろんなところで実習していたのを記憶しています。ここで改めて文科省と連携してとありますが、今まで文科省と連携していなかったのでしょうか、カリキュラムの中でそういうのはなかったのでしょうか。

もう一つ気にしてきたのは、水産高校も農業高校も普通高校になっていきますが、こういうところで実習したという数字なども目にわかるように出して行くと希望も少しは見えるのではないでしょうか。

同じページで違う質問ですが、(1) ②にあります消費者ニーズって、どこかで掴むものがあるのでしょうか。簡単に書いてありますが、それは誰がどうやって把握しているのでしょうか。マーケティングとか誰が知ってるのでしょうか。そう言うことがちよつとわかるかと思えます。

もう一つついで、⑭-3の目標に関する分析のところ(1)にあります高度な衛生管理対策とはどのようなものを指しているのかはこの間の会議で伺いましたけれども、この間質問して答えが返ってこなかったのは、加工技術とかいろいろな施設でHACCPを取り入れているところいっぱいありますが、HACCPは大きな会社ではかなりの更新料が掛かります。地域HACCPがあつて、その地域HACCPと普通のHACCPとどこが違うかを聞いたところ回答が返ってこなかったけど、そう言うのは違うと思つていろいろ私も調べたけど明確なところが解らないから質問しています。北海道、宮城では地域HACCPを取り入れていきます。地域HACCPとHACCPとどう違うのでしょうかというところも水産庁もきちんと踏まえてもらつて、もし衛生対策が必要で入れたらやはり、看板にしているところもあります。私たちは地域HACCPを取り入れて作つていきますよということを流通経路に旗を立てているところもあります。そういうのを推進していくのにも水産庁はそれを押さえて水産庁が取組を推進していくのに良いと思ひまして、地域HACCPとHACCPの違いを教えてください。

#### 計 画 課

：委員のご質問にお答えいたします。HACCPは外国で水産物を輸入する際 conditions としているものあり、危害要因が何かを選定することから始まり、それがHAです。その後、それぞれの処理段階で何が問題なのかを押さえ、その段階段階でしつかりとチェックすると言うもので、これがCCP。トータルでHACCPという言葉をしております。

ですので、先ずハサツプ、ハサツプといわれているものは、諸外国での求めに対して厚生労働省と農林水産省のほうで、どういった対応が必要なのかというのを定め、それに対して条件をクリヤーしているのかどうかを判断しているのがHACCPです。

それに対して、地域HACCPはいろいろな判断があります。何かと言いますと地方自治体が、今の考え方、危害要因はなにか、に基づいてそれぞれ、水産物を漁獲してから出荷するまでの行程において何がその要因になるのか各段階を押さえてチェックをするということを各自自治体が自主的に行つているのが地域HACCPというものになります。

ですので、HACCPと地域HACCPと何が違うとかいうと諸外国の基準に対して併せて行つているものと、諸外国だけではなくて、地域の基準でしつかりと衛生管理したものを消費者の方に出して行くという独自に基準を作つてやっているものであつて、あり方、要因、危害要因を選定し、各段階でチェックする行為、

手法については同じです。ですので、基準の厳しさは一概にはいえません。

北海道で行われているHACCPは水揚げの段階から外国HACCPにない自主的に対応しているものもありますので、チェックする項目では外国HACCPよりも多いものもあります。

高度な衛生管理としてこういう概念を設けさせていたのは、まさに地域HACCPという取組と同じでありまして、危害要因を押さえて各段階でどういったチェックをしてゆかなければならないかを決めさせていただき、それをクリアーしたものを私どもの高度な衛生管理という言い方で私どもは表せていただいております。

そのチェックする基準は水産庁で決めさせていただいて漁港漁場部長名で数値を各都道府県、県を通して指導する市町村へ流してもらい、漁業者へしっかりと通知指導してもらうようにさせていただいております。

当然対応はハード的対応だけではなかなかソフト的対応もチェック段階では出てまいりますから、そう言ったものも併せてクリアーした高度な衛生管理対策を満足したものであるものもあります。

安元委員：HACCPはNASAから出たもの、宇宙に危険物を持ち込まないとしてでたものですね。それで諸外国と日本という高度な衛生管理対策という言葉で回っているのと、私たちはHACCP Hazardという言葉がわりと消費者の中で動いているね。高度な衛生管理対策という言葉が理想なのかという、改めてそこを問うことが結びつかないということもあるので、個人的には平すことは必要ではないかと思えます。

食のリスクという公開講座を受けてきましたが、人間が死ぬ確立か高いのは病気よりも食中毒だとの話を聞いてきました。食中毒で一番死ぬのが高いのがフグ、次にキノコだそうです。そのことを考えてもやはりそれはきちんとした方がよるしいというのがあります。

もう一つ、日本を通じる高度な衛生管理対策というのは漁港とかの人達にお伝えすること、日本のサケが中国やノルウェーに売れるとか言うとき、高度な衛生管理対策で処理したお魚として出すよりはHACCPをきちんとクリアーしてますよとなればEUはきちんとHACCP対策をしますよね。そう言うとおりとすることも考えて文言もわざわざ直さなくて良いのではないかと思えます。

計画課：まさにHACCPという言葉が周知されていけばそういった言葉を使うこともあるうかとも思いますが、ただしHACCPの認定ということになれば国が基準クリアーのチェックを行う必要があります。これは県の衛生部局が調べることになっていきます。そこでやるに当たっては、マンパワーの問題等があります。また厚生労働省さんの考え方などもあります。私どもは漁港から出た後に消費者に回って行く全ての段階でチェックして行かなければいけない、範囲、対象範囲という問題もあります。消費者の元に届くその段階までクリアーしていかないとなら産地ですっかり衛生管理していただくかの段階で出来ないとならアウト1になり

ます。そうすると私どもの所掌を超えてしまいます。するとその部分までした上でないと達成できない状況が続きます。やはり、進捗に対して私どもも責任が取れないこととなります。漁港の立場とすれば、漁港の守備範囲のなかでしっかりとやれているところをチェックして行く、という形を最初取って行くところとかが、流れを付けさせていたところと、また消費者の方にかかりとそこを理解していただかなければならないというのは委員のおっしゃるとおりでございます。それは昨年もおっしゃっていたと思います。これにつきましてはHACCPとは別ですが、現在大水さんで市場の衛生管理制度の認定を行ってもらっていますが、これに漁港の認定制度を見ていただくこととして現在進んでいると聞いておりますので、そういったもので、消費者にはしっかりとアピールしてその中で衛生管理がしっかりと出来るように政策的に推進します。

田中座長：HACCPとなるからにはそれなりの基準をクリアする最高管理にならないということとです。消費者の手に渡るまでということになればリスクとして検証を必要するということになって、水産庁の手を超えた流通が入ってしまっただけか

中山委員：これも大きな問題かと思いますが、油の問題が最後の引きがねだと思

う。それ以前に漁船漁業は弱体化してきている。加工業者として市場で見えてくるが、漁業者の苦しい姿がよくわかります。政治主導で漁業者を保護してやれば、今やっている殆どの施策がクリア出来ると思う。

魅力のない職には人を集めようとしても人は来ない。1,500人が1,000人で良いと言っても、それ以上の方が辞めているのが実状だと思う。港をみてもそうですが、漁業者自体に資源保護しなさいと言っても、例えば10人いれば2人くらいは必ず良い人がいるものですから、良い方がやりましようと言っても、残りの8人の大変なところは資源保護を言われても困るよとなる。そういう面でも魚種別、魚体別を含めた国の規制を行い、それに対してお金を出してやるということまで来てしまったと思っています。

企画課長：燃油の問題の話がございました。本日、外では一斉休漁の話で集まっております。政治家の方にも判って欲しいというお話もございましたが、いろいろと政治の関係でも動きがあります。そのなかでも先般関係閣僚会合というのが開かれ、この燃油対策をどう超えて行くかと、議論がされました。私も昨年の補正の段階で102億円の基金を積みまして、様々な省エネ対策とか、休漁の場合の支援もしてきております。今年に入りましてそのときの原油価格等がどんどん上回っている状況が続いてきているわけでございます。閣僚会合でも抜本的に何か新しい施策を考えて行くと言われており、まさに検討しているところでもあります。いくら資源を回復しても海に出ないと獲れないわけですので、今回の燃油対策、検討中ではございますが、何とか乗り切れるものを作

って行きたいと考えております。

あと、私のところで担当しているのは昔から水産高校と現場との交流が行われてきたところですが、昨今はそれが薄れてきているのが実態かと思われ、水産高校を出て漁業に就かれる方は10%未満との状況になっておりますし、現場の状況を出来る限り学んでいただくとすることも文部科学省も乗り出しているところですよ。

20年度から始まりました政府による後押しでの水産高校の学生の研修は、昔で言えば実態上で行われていたものがだんだんと行われにくくなったということもあるわけですから20年度予算ですが、財政的支援をしてあげて活発化して行こうというものでございます。

若林委員：今お話にありました。水産高校以外にも広げて行くものはないのでしょうか。

企画課長：水産高校と申しましたが、実際はそうして行く予定ですよ。先ほどもありますが、水産高校の殆どが普通課高校に代わってしまっているんで、水産高校だけに焦点を当てていると狭くなってしまいますので、水産高校だけではなく、様々な関係を含め取り組んでいただけるようにしていきたいと思っております。

若林委員：ニートを含め、難民的状況になっている若者も沢山いますが、文部科学省なりと何か仕掛けができないか。

企画課長：新規就業者の統計を見えますと、把握に努めているところでございますが、今水産業に入ってきている人がもともとどこから来ているかと言うと、昔は新卒者、離職者が大方カバーしていましたが、現在ではその2つのジャンルでは拾えない人が増えております。それがまさしくニート層のようなものから入ってきているようでございます。

私どもが力を入れているのは、後継者だけではなくて、まさに都会におられるような方も含めて対象とし、経営に入ってもらおうと力を入れています。

明るい話になるかはわかりませんが、実際、漁師'ズというのを作りまして、都会での漁業就業者を募る活動に参加していただいています。例年ですと東京で主に開催しておりますが、今年からいろいろな都市を巡って新規就業者の募集を行います。その際には厚生労働省のハローワークと連携しましてそういうものが開催される連絡を行っております。

実際、今年は増えています。1段階目は来てもらって漁業についての状況を知ってもらおう。次に漁師の方と面談してもらい、マッチングし、上手くいくと6ヶ月実践できる活動をして就業率、定着率を上げていこうと、その場合には若林委員がおっしゃったようにターゲットを広くしたいと思っております。

安元委員：マッチングして漁村とかへ行った場合に、漁協に行っすんなりと漁業ができるものでしょうか。そこがきちっとできないと、やりたい！と言ってもできな

いのではないでしょうか。

田中座長：ハードルがそろうかと思いますが。

安元委員：やはり、農地だって簡単には買えないし。

中山委員：ざっくりばらんに言って、できない。

企画課長：ご質問にありました、現場に出られる方の苦勞ですが、研修に参加されている方で、一つグループの乗り手として入り、一定の技術水準まで習得されますとそのまま定着しやすい。一方独立してやっていきたいとすると漁業権の問題があり、船を手当てしなければならぬとの問題もありますし、乗り手として入った場合に比べて実際の研修もしなければならぬし、船舶免許取得の問題もあります。

今、6ヶ月の研修期間が十分か否かの問題もありますが、こういった研修を充実させて行き、いろんな人が入っていけるような仕組みを作っていけるようにしたいと思っております。

県の漁業学園の経営も難しくなっているようでございます。私どもでやっている講習も県の漁業学園、漁業塾などと連携し、なるべくお互いに経費をムダに使わないよう相乗効果になるよう工夫してやっていこうと思っております。

田中座長：議論も尽きないところですが、時間も超過しております。5分くらい休憩とし、残りの議事を進めたいと思います。

(5分休憩)

田中座長：それでは議事に戻ります。資料2-1, 2, 3, 4について事務局から説明をお願い致します。

○事務局より「平成20年度政策評価目標の設定について」説明

若林委員：2つあります。1つ目は新規漁業就業者数は5年なり、10年なりの目標値の設定がされてなかったわけですね。なかったから1,500人が修正された。過去3年を見るならば無理ですよね。修正の余地があるのでしようか。

もう一つは、資料を途中まで見て思ったことですが、目標達成の政策手段についてなのですが、予算が縮減される傾向が強いのかと思ったら、新規事業が建てられたりしている状況、これは健全発展、安定供給、両方の目標もそうです。それぞれの事業で予算が上げられた事情はどういうことでしょうか。特に前半の質問に答えていただきたい。1,500人は厳しいのではないか。

事務局：1,500人の数字ですが、平成15年にピークがあり、1,500人となったこと、それと水産基本計画のなかで1,500人の達成をうたっておりますことから1,500人にしております。

企画課長：政策評価を行うに当たり、いつも問題になるのは目標設定を達成できなかった時に目標が悪いのか、手段が悪いのか、どちらなのかの問題が出てきますが、クラックになれば達成手段がおかしいので達成手段の見直しをなさいと企画評価課が定めたルールです。新規就業者数はBですが、確かに1,500人に対しては、最近景気が良くなるかと下がる傾向があり、下がっている面もありますので、事業を更に強化して行く方向にあるところですよ。

予算全体においては、省の中でいろいろ見直しをしているところがございます。重点的な分野においては拡充し、新規の予算化も図っているところですよ。特に経営体の話ですか、漁船漁業の話ではここ数年来の課題でもありまして、そちらの方を重点的に進めているところでございます。

○防災漁村課長より「平成19年度事業評価について」説明

田中座長：資料4ページ目にスマートフォン津波があるが、ここに設置したのか。

防災漁村課長：あくまでも事例写真であり、津波被害の一例です。

田中座長：資料5ページの効果分析では50年間毎年継続して津波が発生する想定で算出でしょうか。

防災漁村課：通常の高潮、高波両方に耐えられる設定になっております。これは50年に1回想定される高潮を想定し、津波は毎年来るとは設定しておりません。

若林委員：大船渡ではこういった物をつくるのか

防災漁村課：沖側に4mの高さのものを作ります。

中山委員：東海、東南海地震が話題になっていて、静岡でも津波発生懸念はある。予算は優先にならないのか。焼津の港の要望も県に出しているが。

防災漁村課長：こういった人命財産を守ること、予算確保を努めますが、海岸の整備は水産庁と国交省があります。部局名で4つある。港湾、河川、水産庁、農振局、分担しながら行っています。海岸管理者地方公共団体に裏負担してもらっています。やはり、国が100%負担することは出来ない、自治体負担が上面されないと事業ができない。これは他の公共事業も同じだと思いますが、そこが一番大きな問題かと思えます。

中山委員：優先順位はいいかがか。

防災漁村課長：ございます。要望をみて。

中山委員：要望をみて、それではここにしようか決めてくれるわけですか。

防災漁村課長：緊急度合とか、決めさせて貰ってます。

安元委員：以前、中山委員のお話で、漁港を作るのに10億、大船渡では19.46億、漁港をつくるよりこのような防災に使ってよさそうな。

防災漁村課長：漁港整備と漁村整備、どちらも水産庁ですが、予算の使い方として目的が違いますので、難しいところです。

安元委員：漁港の防波堤の長さ幅と津波の防波堤長さを比べたら全然違うのに。

防災漁村課長：漁港整備は海岸から行えますが、防波堤工事は沖側から行います。これによりかかる金額に相違が出てきます。

若林委員：この予算は今後かからないのでしょうか。

防災漁村課長：右肩下がりになります。

安元委員：漁村と観光で文部科学省は体験学習みたいなことができますよね。そういったところは漁港であり、観光地であり、教育の場でありとして3つからお金が下りますよね。縦だけでなく、横の省庁の繋がりでできないか。

防災漁村課長：実際は省庁一緒にやっている状況です。漁村の公共下水道では環境省、厚生省、水産庁も関係しています。そういったことでどれが一番安いか、どれが一番地域に合っているか、都道府県に決めてもらっています。国が強要するのはなく、この地域は水産庁の集落排水事業でやりたい。また、この地域は厚生労働省の事業でやりたい。

都道府県に決めてもらって、それぞれの省庁がお金を出す。といった形で地域の声で動く形です。現在、漁村では43%達成しており中期的には6割を行う、もちろん100%が最終目的ですが、少しずつ公共事業の整備を進めております。今後もこの姿勢でやってまいります。

若林委員：集落であって、漁業経営体が減少傾向にあるなか、漁業の基盤のところなので、まさにやって行くべき。

以上